

## こども未来局契約指名選定等委員会要綱

(趣旨)

第1条 こども未来局が所管する委託、賃貸借、物品調達等に係る契約（ただし、賃貸借の目的物を特定の不動産とする契約を除く。以下「委託契約等」という。）事務について、公正かつ適正な執行を確保するため、こども未来局契約指名選定等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、指名競争入札による契約及び川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第24条の2各号に定める金額を超える随意契約（ただし、委託契約については地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号に該当するものを除く全ての随意契約とする。）について、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 委託契約等に係る契約方法の認定及び指名業者の選定に関すること。
- (2) 委託契約等に係る機種を選定に関すること。
- (3) システム及び周辺機器の新規導入、置換、増設時における契約方法の認定、指名業者の選定、機種を選定及び仕様の検討に関すること。
- (4) プロポーザル方式（一定の条件を満たす提案者を公募又は選定し、その提案書の審査及び評価を行い、当該業務の履行に最も適した受託者を特定する方法）による随意契約における指名業者の選定等に関すること。
- (5) その他必要な事項

(委員会の構成)

第3条 委員会に、こども未来局契約指名選定等委員会小委員会（以下「小委員会」という。）を置き、委員会並びに小委員会の構成員及び所掌事務は、次のとおりとする。

名称	構成員	所掌事務
委員会	(委員長) こども未来局長 (副委員長) 総務部長 (委員) 子育て推進部長 保育事業部長 こども支援部長 青少年支援室長 児童家庭支援・虐待対策室長	第2条の所掌事務のうち原則として、予定価格が500万円以上のものを扱う。
小委員会	(委員長) 総務部長 (副委員長) 庶務課長 (委員) 保育対策課長 保育第1課長 こども家庭課長 青少年支援室担当課長 児童家庭支援・虐待対策室担当課長	第2条の所掌事務のうち原則として、予定価格が500万円未満のものを扱う。

2 委員会及び小委員会の委員長は、会務を総理し、それぞれの委員会の議長となる。

3 委員長が、事故その他の事由により職務を遂行できないときは、副委員長がその職務を代理する。

4 指名業者の選定に際し、当該指名予定業者の役員等に就任している委員は、当該案件に係る審議及び議決をすることができない。また、第8条第2項に規定するプロポーザル評価委員会の構成員である委員についても同様とする。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、構成員の半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、持回り議決をすることにより会議に代えることができる。

4 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第5条 委員長が必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員会に専門部会を組織し、意見を求めることができる。

2 前項の専門部会の部会員は、委員長が指名する者をもって充てる。

(選定等の基準)

第7条 委員会において指名業者の選定等を行うときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 信用状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 本市における業務実績
- (4) 他に受託している業務の進捗状況
- (5) 当該契約の履行についての能力、適正
- (6) 契約内容の公平性、透明性
- (7) その他必要な事項

(プロポーザル方式による随意契約)

第8条 委員会は、提案書の選定に係る事務をプロポーザル評価委員会に委任することができる。

2 プロポーザル評価委員会は、次に掲げる者で構成し、業務所管課長等が委員長を務めるものとし、会議の運営については、第3条から第6条までの規定を準用する。

- (1) 業務所管課長等
- (2) 業務所管職員
- (3) その他職員

3 プロポーザル評価委員会委員長は、提案書の選定後速やかに結果を委員会に報告し、承認を受けるものとする。

4 委員会において承認を行うときは、前条各号に加え、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) プロポーザル評価委員会のメンバー構成
- (2) 評価の着眼点
- (3) 評価項目及びそのウエイト
- (4) その他必要な事項  
(手続)

第9条 業務所管課長は、契約指名選定依頼書（第1号様式）に仕様書等の必要な書類を添えて、委員会の5日前までに委員長宛て提出するものとする。

ただし、指名業者等選定調書（第2号様式）及び選定理由書（第3号様式）については、随意契約（特命随契）に関する場合は省略できるものとする。

2 プロポーザル評価委員会委員長が提案書の選定について報告するときは、前条第4項各号に掲げる事項に関する資料を添付するものとする。

3 委員長は、委員会終了後、その結果を契約指名選定通知書（第4号様式）により業務所管課長宛て通知するものとする。

4 第4条第3項に規定する持回り議決をするときは、契約指名選定持回り議決書（第5号様式）によるものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部庶務課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 契約指名選定依頼書

件名				依頼課名						
				依頼番号	川こ	第	号	号		
契約内容	依頼年月日			年	月	日				
	予算年度			年度						
	予算科目	款	項	目						
		目名								
		大	中	小						
		小事業名								
		節	細節	細々節						
細々節名										
予定金額 (税込)				千円						
契約方法	<input type="checkbox"/> 指名競争入札			契約予定期間	年	月	日から			
	<input type="checkbox"/> 随意契約(特命随契)				年	月	日まで			
	<input type="checkbox"/> 随意契約(公募型プロポーザル方式)			根拠法令						
	<input type="checkbox"/> 随意契約(競争型プロポーザル方式)									
	<input type="checkbox"/> その他									
理由				前回契約	契約金額	千円				
					契約期間	年	月	日から		
						年	月	日まで		
					契約方法					
					根拠法令					
					契約業者					
関係職員 出席の要否 (要領第2条)	<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 否	⇒	<input type="checkbox"/> 10万円未満		<input type="checkbox"/> 広告媒体主		<input type="checkbox"/> 弁護士等		
				<input type="checkbox"/> 法令等で限定		<input type="checkbox"/> 同業団体(医師会等)		<input type="checkbox"/> 民営化等引継ぎ		
				<input type="checkbox"/> 著作権者		<input type="checkbox"/> 医師、歯科医師等		<input type="checkbox"/> その他		
	業者(機種)名			代表者名	業者コード	規模	地域	業種	種目	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										

※1 必要に応じて仕様書等の必要資料を添付すること  
 ※2 未登録業者の場合は業者コード欄は空欄にすること  
 ※3 金額欄は千円単位で記入すること



## 選 定 理 由 書

### 1 当該業種・種目の登録業者数

市内業者	
準市内業者	
市外業者	

### 2 選定した客観的理由(選定までの絞り込み経過等)

--

### 契約指名選定通知書

件名	依頼課名	
	依頼番号	川こ 第 号
	依頼年月日	年 月 日
	予算年度	年度

年 月 日(開催の指名選定等委員会(小委員会)・決裁の持回り議決)において、次のとおり選定されたので通知します。

こども未来局契約指名選定等委員会(小委員会)  
委員長

	業者(機種)名	代表者
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

留意事項

契約指名持回り議決書

別添(第1号様式)のとおり選定してよいでしょうか。

(契約指名選定等委員)

委員	総務部長	子育て推進部長	保育事業部長	こども支援部長	青少年支援室長	児童家庭支援・虐待対策室長	こども未来局長
承認							
不承認							

(小委員会委員)

委員	庶務課長	保育対策課長	保育第1課長	こども家庭課長	青少年支援室担当課長	児童家庭支援・虐待対策室担当課長	総務部長
承認							
不承認							